

八千代市消費生活センター

令和 6 年度 6 月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	79 件	92 件	235 件
問い合わせ	13 件	9 件	34 件
要 望	0 件	0 件	0 件
計	92 件	101 件	269 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

6 月の相談件数は前月に比べ 9 件減少し 9 2 件でした。6 5 歳以上の高齢者からの相談が 3 6 件と約 4 割を占め、そのうち、7 5 歳以上の後期高齢者の相談が 2 2 件でした。

販売形態別にみると、通信販売 2 3 件、店舗販売 2 0 件、訪問販売 1 6 件、電話勧誘販売が 5 件でした。

通信販売では、今月も変わらず定期購入の相談が多く、「SNS やネット広告を見て注文したら定期購入だった」「2 回目を受け取らず解約したいと申し出たら、通常価格との差額を請求された」といった内容となっています。ネット広告には、消費者を引き付ける文言が並びますが、商品サイトに書かれた取引条件や注文画面をよく読み、実際にはどのような契約条件なのかをきちんと確認した後に注文するのがトラブルを未然に防ぐポイントとなります。

次に、店舗販売では、携帯電話に関する相談が多くなっています。契約時には長時間にわたり様々な説明を受けますが、消費者はすぐに理解できないこともあるので、事業者丁寧に説明をお願いします。

また、訪問販売では、前月に引き続き給湯器の点検商法のトラブルが目立っています。「点検したところ交換の必要がある」と言われ高額な給湯器を契約してしまったという相談では、8 0 代の女性に対し、連日異なる業者が訪問したことで家族が気付いたという事案もありました。契約から 8 日以内であればクーリング・オフで対処できるので、万が一の場合は早急に消費生活センターに相談してくだ

さい。

このような事態を防ぐためにも日頃から家族で注意をしたり、地域包括支援センター等との連携についても相談してみてもいいのではないでしょうか。